

年金2.5%削減実施の中止に関する意見書

平成24年11月16日に、平成25年10月（支給は平成25年12月）から3年間で年金を2.5%も削減する法律が成立した。削減された年金支給が始まった平成25年12月は、冬の到来による暖房費の支出や年末年始の準備で最も支出がかさむ時期であり、年金受給者の間に不安が広がった。灯油などの生活必需品の値上がり、復興特別所得税や各種所得控除の縮小による増税、社会保険料の増額などで高齢者の生活が厳しさを増している中での削減である。

来月から消費税の引き上げが決まっている中で、10年以上もさかのぼって年金を引き下げる理由はない。

年金削減は高齢者だけの問題ではない。高齢者の収入減は地域の経済に大きな影響を与え、自治体の税収減にも直結することは言うまでもない。

秋田県では2.5%の年金削減により150億円の減額になると推計される（共済年金を除く2011年度秋田県公的年金支給額は3,963億円）。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 2.5%の年金削減を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
財務大臣 麻生 太郎 様

厚 生 労 働 大 臣 田 村 憲 久 様

衆 議 院 議 長 伊 吹 文 明 様

参 議 院 議 長 山 崎 正 昭 様